

8 酒 税

統計表を見る方のために

利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成13年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税額（1kl当たり酒税率）は次のとおりである。

（13.3.31現在）

種 類	品 目	基準アルコール分等	基 準 税 額
清 酒		15 度	140,500 円
合 成 清 酒		15 度	79,300 円
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25 度	248,100 円
	しょうちゅう乙類		
み り ん		13.5 度	21,600 円
ビ ー ル			222,000 円
果 実 酒 類	果 実 酒		56,500 円
	甘 味 果 実 酒	12 度	98,600 円
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	40 度	409,000 円
	ブ ラ ン デ ー		
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	37 度	367,188 円
	原料用アルコール		
リキュール類		12 度	119,088 円
雑 酒	発 泡 酒	麦 芽 50% 以 上 の も の	222,000 円
		麦 芽 50% 未 満 25% 以 上 の も の	152,700 円
		そ の 他 の も の	105,000 円
	粉 末 酒		320,500 円
	そ の 他 の 雑 酒	み り ん に 類 似 す る も の 13.5 度	21,600 円
		そ の 他 の も の 12 度	98,600 円